



414
A 909
1



瀬沼光壽 謹譯

「ホニフ」島及び臺灣一名「ホルモサ」島。紀行抄譯。
臺灣一名「ホルモサ」島の事ハ。諸説紛々として一
定せずと雖。就中其正しきところ。和蘭國の説法
家。「ケラルケカンジユス」氏。思可西亞國の「タヒットウ
リフト」氏。及び和蘭人より。今英國に在留の「ケラル
ケプサルマナーサール」氏の説とす。然るに三氏の

大正十一年四月
隈侯爵邸寄贈

小冊子

後也。亦大に同くあり。ケラルゲカシエス。ト。トウリフ。西氏を。千五百五十年前後の人あり。モンタニエス氏。臺灣島説を著述せし。時。西氏の説を採用せり。ブサルマナーサル氏。一千七百四年。其著書を英國より鏤行す。其紙教三百三十一枚あり。カシエス氏は。臺灣の事。他語より反訳して。大成集とす。書中より編集せり。其紙教僅に七

八葉あり。臺灣島古代の人民の事あり。和蘭より本地を取。時代までの事。抄録す。下條の記。和蘭使節。臺灣に赴。時の。臺灣紀事。并に「ボケー」の地図を。著。たる中より引用し。又「ブサルマナーサル」氏。其著書に。臺灣全島。日本國に隸屬せし事。を主張す。と云。方今に至る。臺灣西部の土人。支那國に從屬する事を論ず。

臺灣嶋ハ「ボケー」ニハ附属の地ナリ。臺灣「ボケー」
ニハ。往來の船舶陸續々として絶々時ナリ。兩地
の間ハ「ボコヒユ」と云ふ數島アリ。歐洲人々之を
「ビスカドレス」と稱す。「アルペル」人の一種ナリ。此「ボコ
ヒユ」島中の最も盛なる地ハ。支那附属の人民のミ
來リ住す。支那と云ふ本地ハ。博學の官員を遣し。
常ニ居住して。出入商船の租稅收め志む。其利
益實ニ多クアリと云へり。

「ボコヒユ」諸島ハ。其地砂石多クして。僅ニ矮樹ミナキヤ矮
草をばすのみナリ。日用の諸品より。薪炭
亦乏々也。悉ク「ハイメ」ニ。臺灣兩地と云ふ送る。唯土
人の裝飾カサとする産物。一品あるのみ。港内を志
ハ平穩にして。大小の船舶。其内ニ繋ぐ時ハ。何れ
の方位より來る風も。更ニ憂ある所なし。
海中の地質も。砂も。水中の深さハ。二十「ハーテ
ム」尺のと云ふ。二十五「ハーテム」なり。

ボコト諸島ハ。古来一城も無き地なり。其
最も大なる一島の窮所ハ。和蘭國より一城を
築キ。入港の船舶を改メ。「ホンマウカ」と唱ふる
船の外ハ入る事許さず。此地名ハ。支那人の
命する所として。番髮人の義なり。是故に此
城を「ホルトデル。ローテ。ハイレ」と名ク。番髮人の
城をいふ意なり。本島の港も。甚く荒蕪
たる地なれども。此外ハ臺灣を防禦する

よ。没水線ハ「フート」以上の。船舶を繫ぐべき。
良港なきを以て。止む事を得ず。「ホンマウカ」
一城を構へり

臺灣全地ハ「サマキテウ」の南部より起リ。北部
の海岸は終る。山脉は由て分ち。二部と成。其一
部ハ。山脉の西に在り。支那人は從屬す。二十二
度八分と。二十五度二十分の間に在り。
支那人の云ふ所を以て考ふれば。臺灣の東

外務省

部ハ、山岳原野多く、其土人の、亞米利加土人
と、大同小異の人種なり。就中其質朴なる
者ハ、支那人と、常に戦争すと云ふも、其性
頗る溫柔なり。相愛し相助て、各畜
なる性もなく、又各人其身の爲に、利益を
謀る心なく、他人より、臺灣地に、金銀鑛ある
事を告ると雖、金銀を賣るとは、之を採
索する事、故爲さず、土人の性質、古に、

如く、其共學問といふ者なく、又政府といふ
者なくして、嫉妬の心最も深し、其食物ハ、魚
肉、獸肉のみ、教法なく、又礼儀の何物たる事
、故知らず、

支那人等、其臺灣領内の西部に於て、金銀な
く、又深く地中を穿て、他所に於る金銀を取
の術を知り、其臺灣島の東南部に於て、金
山、石、事、故、皆、少し、小船一艘を送り、官員并

其他の奴隷哉遣をせし、東部の諸人甚
た了寧に待遇し、たき兵、支那領の境界ヲ
イフルといふ地より、東部より、金礦ハカ
告知せざる、故以て、知る事、巧くせず、其後支
那人等、八日の間、諸所を探索せし、一の金
礦をも見出し、得ず、偶々或る街坊より、
小屋に入て、堆く金砂を積り、之を見し、心
中竊に悦び、之を奪ふんと欲す、其急、

妙術なる事、其乗り行くる船を、修覆
する事、托し、礦卒を勞し、その勞を謝
せん、為とて、祭礼を催し、酒饌を福けて、
大に礦卒を饗応し、けり、ハ礦卒等、肉
を食ひ、酒を飲み、数十杯を傾き、大に醜
酔して、遂に悉く醉倒し、熟睡する、此
時支那人等、最初より謀り、事なり、ハ
礦卒等の咽喉を刺して、悉く之を殺

小野

害し、金砂を奪て、出帆し、たゞ共、舊来
東部の土人、男女小兒も、慈愛の心を、
紐を以て相殺害する風習なきは、唯支那人
の在留せし、屋宇を焼たるの、こゝろ殺害
せられし、評判も、遠く、又西部に向ひ、
復讐すへき企もなきれとも、此時以来、東
西両部の人民、心中大に讐敵の念を、
抱くに至るべし。

臺灣の西部、即ち支那人の領内を「ホルモ
サ」葡萄牙の國語と云ふ甚だ英國の義なり、其
英國の名たる所以、空氣清潔にして、
常に透明、諸種の穀類を生し、殊に米
穀は富饒なり、又東西両部の境界は
在る山より、数十條の河水流せ、田畑
を潤し、穀類を成長せしむ、是故に此
地を英國と稱せり、たゞ共、飲みハ

十、事務

からす

本地に産する菓物ハ、予産に生ずる種類
にて、橙、密柑、鳳梨、芭蕉、「ゴヤハス」、「ババヤス」
「ココノス」、桃、「アプリコース」、無花果、葡萄、栗、
柘榴、此外歐洲産の菓物あり、西瓜を
多く作りて、歐洲よりも高多し、其形
長圓なるもの多分なるも、圓きも亦
あり、其色も白色赤色兩様ありて、

寒々冷たなる多液を會む、支那に嗜す
之を食ふ、又煙草、砂糖、極めて多量に
生ずる、東部全地に盛る樹木を分り
植ゆ、若し此地に穀類を植ゆ時を全地
悉く一畝の田の如くたふるへし、

臺灣東部は、支那地の如く、野猪、狼、熊、
虎、豹を生ずる、又、狸、馬、羊、牝牛、豚
の類多く希なり、鹿、猿も多分あり

て、土人獵隊を催し之を捕ふ。其雞水
鳥、我鳥を極めて多くし。牛も多し。土人
牛背に一種の鞍を乗せ、手綱を握りて、
其尾に紐を付て、之を牽引せしむ。其
鳥ハ臺灣諸島に於て多くし。一ハサ
コトの種類、多く、採殖するを以て、獵師常
之を獵り、其種属を漸く絶つ。一ハサ
支那に属する、臺灣西部を分て三郡

カ
利
カ

と云、一郡毎に官舎を設け、官員を俵ふ
物も亦も官員皆臺灣府官員の令
を奉る事、臺灣府の「ホケ」に於る如
臺灣府ハ人民頗る多く、成りたるは府
て、土人の富饒播殖、支那の一都府に異なら
ず。交易を乞ふ、好む昌なり、街坊も、鬻ぐ不
の物も、米、砂糖、烟草、^{木砂糖}、乾獸肉、菓物

十
分
五

夕
の種類。木綿類。毛織物。絹。麻。木皮
草。麻。本地名産の茶品類。葎。等なり。其
濱ハ栗樹云々。又皮。布。衣。の物。不
頗る少し。

街坊ハ云々。狭くして。其幅三四十「フット」
より。すくと。雖も。拾も。一線を引。如く。直
線。を。張。り。て。其。長。さ。一。里。に。及。ぶ。者。は。り。
其。形。ハ。魚。腸。を。延。び。たる。子。髪。髪。の。如。り。

此街坊を清潔あり。人員雑沓せざる
時、親友五六名同伴して逍遙せしむる
氣。其。を。散。り。し。身。件。を。壯。健。に。す。べ。し。
屋。上。の。藁。を。葺。く。も。可。き。と。結。合。し。
竹。を。覆。ふ。も。家。多。し。七。八。月。の。間。は
街坊一面に幕を張り。日光を遮る風習
あり。唯「セー」に。陶器。漆器。あり。を。つ。る。
の。他。物。ハ。少。し。も。眼。子。筋。の。物。は。り。

港内ハ甚良港なり。何れの方位より吹
く風も、碇泊する所、實に憂う所なく、
懐中の子在の如し。港口兩条ありて、其一を
「タクヤ」といふ、大船の入口とす。其二を「ロウ
ルブ」ルブといふ、海底岩石多く、海舟満潮
より、九「フー」トヨリ十「フー」トヨリす。海底
一日毎に浅くなる。入船頗る困難なり。
「タクヤ」港も、深き處より七八「フー」ト

浅き所ハ五「フー」トヨリす。尚毎日砂石
の為、埋めらる。和蘭人等、外國船を
繋かん。およ「タクヤ」の南端に、城を
築き、海濱城と名く。此港良港なり。
とも、海底悉く砂地あり。

「マニタル」人、海内より出入する船を改むる事
を、甚厳密なり。支那人免状なく、又確
證なき者も、島内より、事許す。支那

事務

人若し島内はかる時ハ「コンギシカ」人一種の如く
大乱を生ずべし。是故に國帝より、「ツラ
ヒ」即ち「トウア」即ち副將二人。
士官數十人。一万人の兵をよへ。在せ
志め。此兵三年毎に交代す。又あつて三年
に満つてして交代する事もあり。

臺灣西部の人種は、土人。支那人の三種
あり。支那人と臺灣府。「ホニサニ」。

只一は居住す。土人ハ、支那人の奴僕の如
し。此三府の外も、數十の村落あり共「
」築きたる。海島城を除きてハ、城若
あるを見す。海島城ハ戸數四百あり
て。人員二千余居住す。副將の管轄
なり。

臺灣に住する支那人、故事風俗悉く
支那と同一なり。支那人ハ使事する。土

外務省

人の居地を四十六區に分つ。その二十六區は
北部に在り。人民極多し。家作も支那に
同じ。南部九區を小屋の如く。竹と土を以て
作り。藁を以て覆ひ。その中に土を以て二フー
トより。四フート止の厚床を備ふ。その形恰も
漏斗^{シヤウゴ}を倒^{サカシマ}し伏^{ツセ}たるに似て中径二十フー
トより。三十フート止。大なるは四十フート止より。着
たるを最も大なるは。壁を築きて。垠界と

し居住す。此矮屋の内には。椅子。卓
寝室なく。又食器なく。唯中央に爐^{カマド}
の如き物あり。そのまじり地上より二フー
トあり。食物をそのまじりて燻ふ。その食物は
米及び小粒の穀類。又土人等山海を以て
獲^{ウケ}る所の。鳥類^チ戦^{セン}類^{レイ}あり。
土人の速に走るを見まは。馬上を以て馳せ
行く者の如し。支那人の如く。彼等の

走る事の速なるは十四五歳あり。脚部の
筋骨を強く緊束するの致す不ちありと。
男子ハ其形瘦体ヤセカウチにして。体色「ラレーフ樹の名」
如く。既婚者ハ長く生きて。肩よりあふれ、
「カネジ」ユス氏の説より。男子ハ其体より
からす。中体なり。婦人ハ低くして。肉
よりより入り。又「ブサルマナーサル」氏ハ
西國よりして出せし。体格低くして肥太
ハ多力と云り

主人。一種の投矢の如き。物投擲ふ之を用ひ。事。甚多口

迅速テにして。七八十歩の外を達す。此投
の製作。平常の弓矢と別より異なる。不
可なり。其まこと。ハ「ヘサ」
と云ふ鳥の空中
に飛行するを云ふ事。一發して忽ち地上
に落ちず。実より其妙を云ふ事。
主人の食物。其く不潔を極む。其飲食
する時より。食器なく。食匙サシなく。四
脚の類を備へず。又箸を用ひず。其

食物を木片に載せ、或は席の上に置き、持
既を以て之を食らふ。因類の暫時火の上
揚るのちめて、未熟なるを嗜む。昼夜と
なく、そ寝臥するも多ては、床の上木葉
を擴ぎ、直ちをその上瞍眠せり。
土人の衣服は、唯一片の幌子あて、作りたる
物あり。之をその中身より、膝あてきしひ
用ふ。土人の中も、樹木獸類、草花の

を、皮膚に画く者あり。是れ駿足に
似る者非ざるは、漫りに画く事
許さる故也。面目の事より、そ画く
時多ては、或は手紙、或は面部、或は背
部、或は足部と、一部完画くも非され
劇痛を發して、遂に死に至る者あり
是故に一人の体画くは五月乃至一年
も時月を費す事あり。以草花、獸類

檜木を画く事ハ、漫りマナシに許されども、齒
を黒色クニシに染め、灰色ハクシの耳環、腕環を
帯オビと事コトとも、何人ナニトも忌憚イミヤドる所トコロに
彼等カニガタの用ヨウある、帽子カピの頂タカ上ノハハ必カナラらず
ハサコトハサコトといふ鳥トリの羽ハ、若くハ雞ニの羽ハを
以モて裝飾カサガリと云イふ

臺灣北部の土人ツノも、鹿皮シカを以モて、ツノム
ベス」男子オトコの服名ウヅナの袖スエちぎ、裾スズメちぎ、一種イツシユの袴ハカマと云イふ

——忌用イミヨウす。その形カタチ僧衣ソウイに似ニたり。その帽子カピハ芭
蕉バシロの葉ハより作り尖頭トガリに毛髮ケを各イ回ク毛モウ
の色イロ沃ヤクに染め、之ノを束ムスめて、小コき環ワタリめて
固定コウテイ——用ヨウふ。

牡羊ウシの男子オトコ、愛女アイメを以モて、浴目ユクメ之ノを妻メと
せんとする意イある時トキ、数日スツニのるゝ愛女アイメの
家ウチにあり、抱エ具グを携ヒり入イり、共ニに玩弄ワンリウして、
相ニ抱エ樂カす、その後ノチを愛女アイメ、月經ツキの発ハツす。

付子存んで、復そ家子あり。其子に目を合せ、
相見て情を通し。心中に約束を定む。
其後同穴の契約せし事を。その父女
子訴へ、まよき男子。女子の嫁よ行て婚姻
の後儀を以て。是故に聲も男児の出生
を悦ぶす。女児の出生を悦ぶ。蓋し
女兒ハよく祖父祖母の用務をなす。百
事をなす。故ちなり。「カシコユス」氏の

説よ。臺灣人ハ男女一舎に起す。其母を
婦人より招く。非ざるハ。敢て行す。父母の
免許を得ざるハ。婚姻せず。婚姻の後三
年の内。二人以上の小児出生すれハ。その子
を婦人の父に送り、養育せしむ。又三十
歳以上よきて。尚出生す。婦人ハ、寺に
送り、厄とす。とくり。

臺灣西部の土人。方今ハ全く支那に從

屬すといへとも。その古法今尚存在する者
あり、その一部落毎に、智勇ある老人、三
名を、選ひ、之をその長とて、尊敬す。喧嘩
争論ある時、此長出席して裁断す。若
し此長の令を、奉せざる者あれば、即座
より之を放逐して、再び悔りある事を
許さず。流人も亦再び悔りある事、
臺灣西部より、支那官府よりある年、夏は

穀類、木皮の類あり、此年、夏を好む。此
より、一部落毎に、臺灣語を通じ
たり、支那人一人宛出張して、「マシ
人」と、土人との訳官を、勤む。此訳官苛政
を施し、暴令を行ひけり、「マシ
人」は、之を怒り、土人を殺せんとする。是を
察して、訳官、土人を奴隷として、小橋を治め
たり。事あり、その初支那の管轄、十二部あり。

一、土人征官の虐政を怒り、その部一
部して、西部を離れて、東部は属す。
支那の當帝より、大半又支那の管
轄は回復せり、其餘は漸次に降す。
支那人より、其管下に奸民、盜賊、
争論等の事なく、能く官府に納じて、
敬すべし。

官府より土人に課税を分配して、令し、
其府を

賞として、賜する所の物、土人の事より、
事あると察せらる、和柔人より、嘗て土人の西教
の事籍を分ちて、其書を、其書に、
大に事を過てり、統る土人、西教の破布を携へ
居る者あり、悔むべし。
土人、木像の種類を、又種を、
統る見す、統る和柔人より、
す、西教を信する者あり、
事、

はる

臺灣國ハ、支那地より隔絶したる地非ざる共、
戦死しし者「ワニサハ」氏。西國より攻めり。逆風
のため、臺灣をゆるぎ漂はるる。暫くを留し、
本地の事情を撫育せし時代。甲子一子四百
三十年間ハ、支那人嘗て臺灣の事を知ら
ず。一子五百六十四年。和蘭國。越斯加^{スガ}
爾^ルの將官「エタエウ」氏。支那の東海を起し時「リシタ

ウケ」ト云。海賊の悪將を邂逅して、之を殺し、
龍衣をまき、五時間お戦ひ。遂に彼を入りしれを。
賊將「リシタウケ」尚を部下の賊率を率ひ
来らんをみる。其本島「ボコヒユ」ト云へる島を尋ね
て。盾を去を「ユタエウ」氏。尚急をを福を
追殺すして。其本島「ボコヒユ」を去し。港内を
見まは。既におも明て。賊船港内を連り。我の兵
船を防ぐんとす。是より於て又一戦して。賊兵

數十人を斃しけり。賊兵船一艘を志
り。針路を西に轉して。臺灣に着る。支
那の一將又之を追て。臺灣港に到りし。其
港内の沙深を知らずして。ある事。何と云
「ガコト」は。賊巢を覆して。その官
轄とす。支那に歸りし。其後支那より。
新に「ホコト」を。撫出せし。如く唱へて。碩
字の「お」を。選ひ。本名を。送て之を。領せしむ

夕
利
本

お彼の賊將。「リ」を。タウケし。を。奸雄なる。悪徒な
ま。臺灣に入り。地形を見て。彼らと。名を。通せ
ざるを。以て。其人を。捕へ。首を。切て。其血を。船に
塗抹し。まよ。直に。その。船を。賊装し。「ク
リ」ト。し。出帆せし。本地に。於て。彼ら。積悪
悉く。殺戮して。嚴刑を。受せし。死し。り
たり。

一千六百二十年の冬。日本國の。新隊。臺灣に

十
務
首

島一と陸す。その官。臺灣を日本國に欲
屬せんとするの意ありて。其年を以て一冊
たり。蓋し後日臺灣の事情を報知し
らん。乃ち其後和蘭國より日本に使者
する。船ありし。狂風のため。行路を憂せ
られて。臺灣に漂着し。一と陸し。地形を見
し。和蘭國交易のため。意欲し。倭地あるを
以て。本地在住の日本士官より。其地を日本

イセニ

和蘭國と交易のため。意欲し。倭地あるを以て
港口に於て。一書を以て。其地を日本に
請ふ。日本士官。其初に承諾せし。一「ヒコ
クルテ」とし。其書を以て。一足の牛皮を以て。獲ふ
へ。其の地より。多分。代りす。事あり。と云ふ
是も。於て和蘭人。一書を以て。其の用意は。其
一。一枚の牛皮を求め。其りて。之を細く紐
切し。繋ぎ。合せて。一條の長き紐と爲す。一

十務

一 地を選ひ、此紐を以て、その周囲を列せ、その
まに於て「カステール・ゼーラント」海防と稱せり。此
城のよ、「カステール・ゼーラント」といふ、文字を
掲ぐ、その文字今日あり。然れども、尚
存在せり。此城を築きし時日本人等、牛皮
の紐を、大に欺かれし事あり。其初、佛徒を
して忿怒せし、海より其忿怒も自れは
氷解せり。然るに日本人、和蘭國より、新

一七四

城を築きたるを見て疑心を生ぜしや。其
後数年たちし、遂に本地を去りて去
る事あり。又良港を撰ひ、土人に実係する事
なく、一舎を作り、四箇の半トウテ若を役せり。以て
敬言誘せしめたり。

和蘭人。其初支那より、支那より、交易
せん事を約し、夫より「ベヒユ」タバコ「ビカード
レス」タバコを臺灣の交易免許せり。

十 番

本池に退去せんと約し。臺灣に島人定
ち行むたりと云し。此後よる。此後
如くして。臺灣交易を始む。此後
を以て西後とす。

臺灣島の人は、支那にて。大乱後二万
五千余人の兵士。其家族を率ひ、本島を
離れし。此後、渡来し。其者耕作を
業とするものあり。よる交易を事とするもの

阿まそ農高子分れたりといふ。

近年「コング」が人。支那地を放逐せられ、
臺灣を掠奪せん事を謀り、其事を
秘事たりし。一子六百甲六年。和名東島の
高社。日本人より傳傳す。其後一子六百五十六
年。一子二百の人員来りて。臺灣を以て
とす。一子六百五十二年。教法家。某氏を
の証人。返すせんといふ。其途中

清の兵は二百人の者を見て、彼等必す
賊なること知り、又今年支那人の兵の長を
些少の武器を擧ぐ、海賊の徒黨して
一揆を起せし故、和柔人土人と合伴し、
伐て忽ち之を平く、此時「コキシカ」人、一揆
を興して、支那人居住の城に向ひたれども、
加勢する事あらず、和柔人、此賊黨を
制せん。一十六百五十二年、臺灣の近

地「サツカム」といふ所は、一城を擧ぐ之を捕ふ
「コキシカ」人等、支那地は在りて臺灣を
侵さんとするの風あり、一十六百五十四
五年は、彼より高航の形をして、數十の小船
を送り、臺灣地を窺ひ、實は危急の
形勢なり、和柔國の徳を、「コキ」人等、
知く危急なるを、サツカム一十六百
五十二年、コキシカ人と新に懇親を結ぶ

十卷

イテ示

交易の多きを「ロロキユア」人、支那人、ハを、伏
 者、送り、あれを「ロロキユア」人も、船の多きを
 して、大に交易を怠りたりと、怒ら河をす
 されけ後の、交易も日を追ひ月をす取、新次
 の盛るるも、さへ。

一千七百十三年某月定む所の臺灣府長
 廣表

府名并々縣

廣さ

長さ

イセ七

| | | |
|---------|---------|---------|
| 「ポンヒエ島」 | 三三三四八 | 三二一〇 |
| 臺灣府 | 三三三〇〇 | 三三一二七〇 |
| 「ホニサヘン」 | 三三四〇八 | 三三三七五〇 |
| 「サメヒラウ」 | 三二一六〇 | 四一九一三〇 |
| 「キユロヘン」 | 三三二七一三六 | 三三四四一〇 |
| 「タンスイ」 | 二五二七一〇 | 四一四三三三〇 |
| 「キロコタイ」 | 二五二六一八 | 五九一三〇 |

十務首

此度琉球國愈

皇國之屬國之云

仰付の極竊に洋義

仕實に雀躍之云に存の至る灣海也

或百余年に及る全云

皇國之屬

國と有之又牛皮大之地に 日本に

借用給ふ事の方今ハ和之業也之屬云

に事指すも其成の候に其西の如し

少度或東南部之度琉球人
殺害之之其處在以此證
未支那之屬也又猶之也
就之速之使部以遣少度
寺好之私儀之度紙以反
彼地人情地形產物等略
仕之振也實也百獲尾之
尚地形產物人情等他書
取

洞之振可仕也

為濟海之市度海中之叢
一海之波濤之隔居也他
船之無之也其矣之致方
以道之儀軒委之也事一
元來 皇也之四方悉之
大海之市度也其度之
事也成之海軍也其也

今之市急勢にてあるを好む
 候市に遣はるるは先づ琉球に渡り
 由りて臺灣の海を過るる者あり
 人君一連れは之を臺灣とて過るる支
 那地より臺灣府に入港し
 此の臺灣東南部の人物あり
 居る所は之を府とて一連
 れるる招仕は好む

